

中国国際商事仲裁における 並行的手続と訴訟差止命令

梶田 幸雄

- I はじめに
- II 並行的手続
- III 訴訟差止命令 (Anti-suit Injunction)
- IV まとめ

I はじめに

国際取引契約において、紛争発生時の解決法として広く国際商事仲裁が選択されている。そして、国際取引の当事者間で仲裁合意があると、関連の紛争が生じたときには裁判所の管轄権が排除される。このように言えるのは、国際条約や各国の仲裁法において、このことが規定されているからである。国際条約では、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(以下、「ニューヨーク条約」という)がある。同条約は、加盟国に外国仲裁判断を執行することを主たる目的とするものであるが、同条約第2条第3項は、「当事者がこの条にいう合意をした事項について訴えが提起されたときは、締約国の裁判所は、その合意が無効であるか、失効しているか、又は履行不能であると認める場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならない。」と規定し、仲裁合意の履

行を保障している。各国仲裁法では、例えば、日本仲裁法第14条は、「仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。」と規定している。中国仲裁法第5条は「当事者が仲裁合意に至り、一方が人民法院に訴えを提起した場合、人民法院はこれを受理しない。ただし、仲裁合意が無効のときを除く。」と規定している。そうであれば、仲裁合意の存在により、国際商事仲裁と国際民商事訴訟との間に原則として並行的手続は存在しないことになると思われる。ところが、現実には少なからず国際商事仲裁と国際民商事訴訟の並行的手続が存在する。

並行的手続が行われることは、国際商事仲裁制度の優位性・利便性を阻害し、紛争の解決を遅らせ、訴訟経済という側面からは、時間、コストの浪費にもつながる¹⁾。それにもかかわらず、なぜ国際商事仲裁と国際民商事訴訟の並行的手続が存在するのか。並行的手続を許容することに問題はないのか。並行的手続を回避する手段はあるのか。国際取引から生じた紛争の解決法として、企業に仲裁を推奨する上で、こうした問題を検討する実務的意味があるであろう。

並行的手続を回避する手段の1つとして、英米法を中心に一部の国で訴訟差止命令（Anti-suit Injunction）制度が存在する。中国にもこれに類似した制度が特許法、海事訴訟手続法においてあるところ、さらに仲裁法改正により国際商事仲裁においても当該制度を立法化しようとする動きがある。

そこで、本稿では、並行的手続と訴訟差止命令について、それぞれがどのような関係に立ち、各制度は実務上どのように機能しているのかを主に検討する。並行的手続と訴訟差止命令の問題の検討に際して、第一に、中国における並行的手続及び訴訟差止命令のそれぞれについて、(1)その概念と存在理由、(2)中国法における法整備の現状を考察し、(3)並行的手続

1) Nadja Erk, *Parallel proceedings in international arbitration : a comparative European perspective*, Kluwer Law International, 2014, p. 1.

及び訴訟差止命令に関する事例を検討し、(4)以上の検討から導かれる並行的手続及び訴訟差止命令に関する課題について述べ、さらに、並行的手続を回避する手段として、訴訟禁止令は有効たり得るのか、その展望について考えてみたい。

以上は、主に中国に関する研究を主体とするが、このことを検討することにより、中国法の今後の動向を予測するのみならず、日本においても議論されている問題であるところ、日本法整備という側面でも何らかの示唆が得られるものと考ええる。

II 並行的手続

1 意義と法制の現状

国際商事仲裁における並行的手続について、明確な定義はないが、一般に仲裁機関において仲裁手続が行われていると同時に、裁判所において訴訟手続が行われていることをいう。国際法協会（ILA）は、2006年のLis Pendens and Arbitrationに関する最終報告書の中で、「並行的手続とは、現仲裁廷で争われている仲裁と当事者及び1又は複数の問題について、同一又は実質的に同一の手続が、国内裁判所又は別の仲裁廷で争われることをいう。」と定義している²⁾。

並行的手続はなぜ存在するのか。指摘される問題として、ニューヨーク条約の不明確さということがある³⁾。ニューヨーク条約第2条第3項は、前述のとおり、裁判所は仲裁合意に基づき、紛争を仲裁に付託すべきことを命じなければならないと規定している。ところが、ニューヨーク条約は、有効な仲裁合意の要件については何も規定していない。したがって、この規定によれば、裁判所が仲裁付託を当事者に命じるのは、仲裁合意が無効、

2) Nadja Erk, *See supra* note 1, p. 16.

3) Nadja Erk, *See supra* note 1, p. 127.

失効、又は履行不能であると判断しないという要件が満たされる場合ということになる。そして、この要件に該当するか否かは、裁判所が判断する。すなわち、裁判所が仲裁合意の有効性について実質的審査を行うということになる。このとき、仲裁廷は管轄権の問題において絶対的な優先権を有していない。ニューヨーク条約で有効な仲裁合意の要件の規定がないところ、仲裁合意の有効性要件は国によって異なっている。したがって、一般に仲裁申立を受理する仲裁廷及び仲裁人の実務的観点からすると、各国の仲裁法には、仲裁廷及び仲裁人が仲裁申立に関する管轄権、又は管轄に対する異議申立に対して裁定を下す基準ないし指針が十分ではないということが言えそうである。

日本国際商事仲裁協会は、仲裁条項として、「この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。」と書くことを推奨している。そして、「仲裁条項の内容が不明瞭であると、契約違反の有無だけでなく、仲裁条項の不備までもが紛争の原因となる可能性があります。」と述べている⁴⁾。仲裁と訴訟の並行的手続が生じるゆえんである。中国は、仲裁法第16条後段で仲裁合意の内容には、(1)仲裁申立の意思表示、(2)仲裁事項、(3)選定した仲裁委員会について記載しなければならないと記載事項に関する要件を規定している。そして、仲裁法第17条に規定される仲裁合意無効の要件、すなわち、(1)仲裁事項が法律の規定する仲裁範囲を超えているとき、(2)無能力者又は制限行為能力者が仲裁合意を締結したとき、(3)一方が強迫により仲裁合意の締結を強制されたとき、の3つの要件を裁判所が判断する。さらに、第18条は、「仲裁合意に仲裁事項若しくは仲裁委員会の選定に関する約束がない場合、又は不明確な場合は、当事者が合意を補充することができる。補充合意が成立しない場合、仲裁

4) <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>（2023年8月31日最終閲覧）。

合意は無効とする。」と規定している⁵⁾。また、仲裁法第20条は、「当事者は、仲裁合意の効力に異議がある場合には、仲裁委員会又は人民法院に裁定を求めることができ、一方の当事者が仲裁委員会に請求をし、もう一方の当事者が裁判所に裁定を請求したときには、裁判所が裁定をするものとする。」と規定している。この規定によれば、仲裁委員会よりも裁判所の裁定が優先するということになる。中国仲裁法において並行的手続が存在し得る問題は、上述の仲裁法の規定により、仲裁合意の効力を法院が判断することにある。このことは、最高人民法院による「仲裁合意の効力を確認する幾つかの問題に関する回答」⁶⁾においても明確に確認されている。この回答第3条は、人民法院が仲裁合意の効力についての異議申立を受理する前に仲裁機関が仲裁合意の効力について決定をしていないときには、人民法院がこれを受理し、同時に仲裁機関に仲裁の終止を通知すると規定している。仲裁法第26条においても「当事者が仲裁合意に達し、一方が人民法院に仲裁合意の存在を明示せずに提訴をし、人民法院が受理した後に、もう一方が最初の開廷前に仲裁合意を提出した場合には、人民法院は提訴を却下する。ただし、仲裁合意が無効の場合を除く。もう一方が、最初の開廷前に人民法院に当該案件の受理について異議を申し立てない場合に

5) 仲裁法改正案では、第35条第3項において「仲裁合意の仲裁機関の約定が不明確である場合において、適用する仲裁規則の約定があり、仲裁機関を確定することができるときには、当該仲裁機関が受理する。仲裁規則の約定もない場合には、当事者が補充合意をすることができる。補充合意もないときには、最初に申立てがなされた仲裁機関が受理する。」とし、さらに第4項で「仲裁合意に仲裁機関の約定がなく、当事者の補充合意も調わない場合には、当事者は共通の住所地の仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。当事者に共通の住所地がない場合には、当事者の住所地以外の最初に申立てがなされた第三地の仲裁機関が受理する。」と規定している。このように中国は、仲裁法改正により、仲裁合意書に仲裁機関を明示する義務を撤廃しようとしている。

6) 最高人民法院の「關於確認仲裁協議効力几个問題的批復」(1998年), <http://www.gyac.org.cn/ArticleDetail.aspx?ID=35> (2023年9月14日最終閲覧)。

は、仲裁合意を放棄したものとみなし、人民法院は継続して審理をする。」と同様の規定を置いている。そこで、仲裁廷による仲裁合意の有効性の判断権限を強化し、裁判所は仲裁合意の有効性確認訴訟が提起された場合には、仲裁法第17条の要件審査をするのではなく、単に第16条に規定する仲裁合意の有無のみを審査するようにすべきであるという指摘がなされている⁷⁾。しかし、現在、中国で仲裁法改正案が審議されているところであるが⁸⁾、改正案においても上述の規定についての変更は予定されていない。

また、一部の仲裁機関の仲裁規則のみが、並行的手続の除外を規定しているのみであるという問題もある。例えば、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）仲裁規則第23.4条は、「仲裁廷は、状況に応じて適切であると判断した場合、管轄権若しくは権限に関する裁定において、又はその後の実体問題に関する裁定において、その管轄権若しくは権限に対する異議について裁定することができる。」と規定している。しかし、日本も中国も並行的手続の除外規定は存在しない。

以上のとおりであるので、ニューヨーク条約は、仲裁と訴訟の並行的手続を完全に排除するものとはなっていない。このときに仲裁機関と裁判所が同一の紛争を受理するという並行的手続が生じることになる。

2 実務の動向——並行的手続の事例

法制度の現状は、上述のとおりであるが、実務においてはどのように処理されているのであろうか。次にこの点を見てみたい。

7) 涂広建「論国際民商事仲裁与訴訟的平行程序」南大法学、2021年第4期（総第8期）、29頁。

8) 関于《中華人民共和國仲裁法（修訂）（徵求意見稿）》的說明，<http://com.gd.gov.cn/go/article.php?typeid=37&contentId=18086>（2023年1月14日最終閲覧）。仲裁法改正の動向については、梶田幸雄「中国仲裁法改正の動向と実務への影響」法学新報、第130巻第1・2号、1-38頁。

(1) 恒光公司 v. 超級汽車公司事件⁹⁾

恒光公司 v. 超級汽車公司事件は、恒光公司（香港法人。訴訟の被告、仲裁申立人）が2010年3月に香港国際仲裁センターに仲裁申立をする一方、超級汽車公司（中国法人。訴訟の原告、仲裁被申立人）が同年4月に広東省高級人民法院（以下、「広東高級法院」という）に訴訟を提起したという事件である。仲裁廷は、2011年4月から2014年12月までの間に3回の判断を示し、恒光公司の請求内容を支持した。その後、恒光公司は香港高等法院に仲裁判断の執行を申し立て、2015年6月に執行認容判決を得た。一方、この仲裁と同時並行的に広東高級法院における訴訟手続も継続されていた。2011年5月に恒光公司は、香港で仲裁手続が進められていることを理由に広東高級法院に審理の中止を申し立てたが、仲裁条項に基づく法院の管轄権に対する異議は申し立てていなかった¹⁰⁾、広東高級法院は、恒光公司の審理中止申立を承認しなかった。広東高級法院は、2012年8月28日に判決を下したが、この内容は香港仲裁判断の内容と完全に相反するものであった。そこで、恒光公司は控訴した。最高人民法院は、2018年8月に一審判決を覆し、香港の仲裁判断と同様の最終判決を下した。最高人民法院は、この判決において国内訴訟と海外仲裁の並行的手続問題については、「涉外及び香港が関わる民商事訴訟から生じた並行的紛争解決の現象であり、国内法院が法により管轄権を行使することは、域外の判断がすでに国内の法院で承認・執行されている場合を除いて、当事者の域外紛争解決手続の影響を受けることはない。」と指摘した。最終判決の内容は、仲裁判断と同じであったが、注目すべき点は、恒光公司が海外での手続が行われていることを理由に中止を申し立てたために¹¹⁾、広東高級法院及び最高人民法院は、

9) 「恒光有限公司，超級汽車投資有限公司股權轉讓糾紛二審民事判決書」，最高人民法院（2013）民四終字第3号。筆者はこれを所持していないので、塗、前掲注7）（30-31頁）によった。

10) この表現からすれば、管轄権の異議申立をすれば、これが受理された可能性があるということになるのであろうか。

仲裁合意の有効性について審査をすることはなく、香港の仲裁手続の存在を知りながら実体問題について審理をしたということである。このことは、仲裁判断を承認したということではなく、あくまで法院が独自に認定して判決を下したということである。すなわち、一審法院が訴訟手続の中止に同意しなかったことも正しいと認定されたということである。

(2) 泰州浩普公司 v. Swiss Wicor Holding Company事件¹²⁾

泰州浩普公司（中国法人。原告）とSwiss Wicor Holding Company（スイス法人。被告。以下、「Wicor」という）は、合弁契約において紛争解決条項が約定したが、同条項には単に国際商工会議所（ICC）仲裁調停規則に従って解決するとのみ記載され、仲裁機関は明示的に合意されていなかった。2011年5月20日、泰州浩普公司是泰州市中級人民法院に契約不履行に対する損害賠償請求の訴えを提起した。一方、Wicorは、有効な仲裁合意が存在するという理由で法院の管轄権に異議を申し立てた。これに対して、泰州市中級人民法院及び江蘇省高級人民法院は、いずれも仲裁合意の無効を認定し、最高人民法院に上申した¹³⁾。これを受けて、2012年3月30日に最

11) 同上。

12) Wicor Holding AG, 泰州浩普投資有限公司等申請承認与執行法院判決, 仲裁裁決案件, 仲裁程序案件民事裁定書, 江蘇省泰州市中級人民法院 (2015) 泰中商仲審字第00004号 (<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ce814566-edd0-4ac1-9da9-d1fc84fc9823>, 及び, <https://jsumundi.com/en/document/decision/zh-wicor-holding-a-g-v-taizhou-hope-investment-co-ltd-tai-zhong-shang-zhong-shen-zi-di-00004hao-thursday-2nd-june-2016>, 2023年6月18日最終閲覧), また, 「最高人民法院關於不予執行國際商會仲裁院第18295/CYK号仲裁裁決一案請示的復函」, 最高人民法院 (2016) 最高法民他8号民事判決書 (<https://m.055110.com/law/1/13388.html>, 2023年9月14日最終閲覧)。

13) 最高人民法院は地方人民法院が外国仲裁判断の承認・執行拒否をする場合に最高人民法院に事前報告（上申）をし、最高人民法院の同意がなければ承認・執行拒否裁定を認めないという制度をとっている。この報告制度は、最高人民法院の「人民法院の涉外仲裁及び外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する

高人民法院は、仲裁合意には仲裁機関が指定されていないという理由で仲裁合意は無効であると裁定した。中国で訴訟が行われる一方、ICC仲裁裁判所は、2011年11月4日にWicorによる仲裁申立を受理し、仲裁合意は有効であるとした。そして、ICC香港事務所（アジア事務所）は、2012年1月12日に本件の仲裁地を香港と決定し、2014年7月18日及び11月27日に泰州浩普会社に給付義務を課す2件の仲裁判断を示した。Wicorは、泰州市中級人民法院にICC仲裁裁判所の仲裁判断の承認・執行申立てをしたが、同法院は、2件の仲裁判断は、2012年12月11日に江蘇省高級人民法院が下した仲裁合意の無効裁定と相反し、仲裁判断を承認・執行することは公序に反するという理由で執行を拒否した¹⁴⁾。

(3) 並行的手続事例の評価

涂広建教授は、上記の事件から中国法院の海外仲裁と国内訴訟の並行的手続に対する基本的な姿勢について、以下の3点を指摘している¹⁵⁾。

第一に、中国法院は、国内訴訟と国外仲裁が同時に行われることを許容している。最高人民法院は、恒光公司事件において海外仲裁手続が国内訴訟手続の継続に影響を与えないという基本的立場を明確にしている。最高人民法院の「中国民事訴訟法の適用に関する解釈」¹⁶⁾第531条第1項は、中国法院及び外国裁判所が共に管轄権を有し、一方が外国裁判所に提訴し、

通知」(1995年8月28日、法発[1995]18号)による。

14) 例えば、スイス魏克持株有限公司 v. 泰州浩普投資有限公司事件でも、仲裁と訴訟の競合があった。先に法院に対する訴えがあり、裁定も法院の方が先に示していることから、仲裁判断の承認・執行の申立ては、公序に反するという裁定が最高人民法院によって示された(梶田幸雄『中国における国際取引紛争解決法』日本評論社、2022年、221-223頁)。

15) 涂、前掲注7)、31-32頁。

16) この解釈は、2022年改正のものであるが、改正前にも同様の規定がある。
<http://www.ssf.gov.cn/portal/rootfiles/2022/05/31/1655612237313322-1655612237326712.pdf>

もう一方が人民法院に提訴した場合、人民法院はこれを受理するとし、さらに、中国法院による判決が下された後に、外国裁判所又は当事者が人民法院に対して外国裁判所の判決、裁定の承認及び執行を申し立てた場合には、これを認めないと規定していることもその根拠と言えるだろう。

第二に、中国法院は、仲裁管轄の問題に関する仲裁地裁判所の優先権を認めていない。上述の事例において、現地の裁判所が国外の仲裁判断又は管轄権決定を認めたとしても（執行の取消及び拒否を含む）、中国法院は、これだけで仲裁廷の管轄権を直接承認することではなく、仲裁管轄権の問題を独立して判断し、最終的に仲裁管轄権が有効か否か、及び仲裁判断が中国本土で承認・執行を認容するか否かを決定する。

第三に、中国法院は、仲裁管轄権について、外国の仲裁廷の優先性を認めていない。海外における仲裁手続がすでに開始されているか否かにかかわらず、中国法院は、仲裁合意の有効性を含む管轄権の問題を独自に審理し、裁定する権利を有するとしている。この原則は、(1)仲裁合意の有効性の問題が実体問題を訴訟によって解決するための先決問題である場合（泰州浩普 v. Swiss Wicor Holding Company事件）や、(2)仲裁合意の有効性について単独で確認する訴訟（例えば中軽三聯事件¹⁷⁾）においても体现されている。

17) 「中軽三聯国際貿易有限公司申請確認仲裁協議效力民事裁定書」北京市第四中級人民法院（2017）京04民特26号。中軽三聯は、天津麦哲思国際貿易有限公司の委託を受けて臭化ナトリウムをTata Co.に輸出することを約し、中軽三聯とTata Co.との間で輸出入契約を交わし、紛争発生時には仲裁により解決する合意がなされたが、契約の履行の過程で紛争が生じ、Tata Co.がSIACに仲裁を申し立て、これに対して、中軽三聯は、自らは本件契約の代理人にすぎず、当事者ではなく、また、仲裁合意には瑕疵があるので無効であると主張して、北京法院に仲裁合意無効の申立てをしたものである。この事件は、主に涉外仲裁合意の有効性を判断する準拠法の選択について争われた。この事件の詳細については、梶田幸雄「中国仲裁法と涉外仲裁合意の準拠法—中軽三聯国際貿易有限公司 v. Tata International Metals (Asia) Co., Ltd.事件と最近の動向」法学新報、第130巻第5・6号、1-31頁を参照。

3 課題の存在

上記のような事例があるところ、並行的手続には、実務上、どのような問題が存在するだろうか。

仲裁と訴訟が並行的に行われることに関しては、以下の問題点を指摘できよう。第一に、国際商事仲裁制度の優位性・利便性を阻害し、紛争の解決を遅らせる。このことは、訴訟経済という側面からは、時間、コストの浪費にもつながるものである。第二に、仲裁と訴訟の並行的手続が行われることは、仲裁と訴訟で異なる判断・判決が示されることにもなり、当事者をして困惑させることになる。フォーラムショッピングという問題も発生することになるかも知れない。第三に、並行的手続は、国際司法援助、特に仲裁判断の承認と執行に困難をもたらす。同一問題について自国で判決を言い渡した裁判所が、他国で行われた仲裁判断を承認・執行するとは考えにくいのが現状である。

並行的手続は、仲裁合意の履行を強く妨げようとする手段であるから、容易に認められるべきではない¹⁸⁾。この場合、現時点において並行的手続を禁止する規定がないところ、これを回避する手段はあるだろうか。並行的手続を解決するための手段として機能しているものに、訴訟差止命令がある。以下、訴訟差止命令について検討する。

Ⅲ 訴訟差止命令（Anti-suit Injunction）

1 意義

訴訟差止命令（中国語では「禁訴令」という）とは、主に英米法の制度であり、裁判所又は仲裁廷が当事者に別途訴訟を提起することを禁止する命令を発することをいう。

18) Nadja Erk, *See supra* note 1, p. 137.

裁判所による訴訟差止命令は、もともとは英国で国内の並行訴訟を解決するための手段であった¹⁹⁾。かつてはコモンロー特有の制度として認識されていたが、近年では訴訟又は仲裁の差止命令が広範囲に発令されるようになってきている²⁰⁾。英国における訴訟差止命令は、英国以外の他の国の裁判所に訴訟を提起し、又は訴訟を開始しようとしている訴訟当事者を直接対象とし、当該当事者が外国の裁判所で訴訟を開始又は継続することを禁止するものである。英国裁判所は、仲裁地が英国ではない場合においても訴訟差止命令を発令できるとしている²¹⁾。一方、中国においては、訴訟差止命令は、民事訴訟法上の規定としては存在しない。遠藤誠弁護士は、中国の「禁訴令」は、従前から民事訴訟法100条（改正民法103条）・101条（改正民法104条）に規定されている「行為保全」（日本法でいう仮処分）の一適用例にすぎないと指摘している²²⁾。

仲裁廷が訴訟差止命令を発令することに関して、直接的根拠となる規定を設けているケースは僅かである²³⁾。訴訟差止命令について直接的に規定

19) イギリスの裁判実務においては仲裁合意を貫徹させるために訴訟差止命令が有効な手段であったことは、仲裁判断と国家裁判所の判決の衝突を減少させることによって法的安定性が促進されること、さらに仲裁合意のための訴訟差止命令を他の締約国が許容することによって、EUの仲裁地としての国際的競争力が向上することが、その理由として挙げられている（安達栄司「仲裁合意を貫徹するための訴訟差止命令の可否」国際商事法務, Vol. 37, No. 9(2009), 1257頁。

20) MATTHIAS SCHERER & WERNER JAHNEL “ANTI-SUIT AND ANTI-ARBITRATION INJUNCTIONS IN INTERNATIONAL ARBITRATION: A SWISS PERSPECTIVE”, *International Arbitration Law Review* Vol. 12 Issue 4, 2009, p. 6.

21) Olivier Luc Mosimann, “Anti-Suit Injunctions in International Commercial Arbitration” Eleven International Publishing, 2010, p. 25.

22) 遠藤誠「中国における「禁訴令」(Anti-suit Injunction) について」特許ニュース, No. 15460.2 頁。

23) 仲裁廷が訴訟差止命令を発令した事例を紹介しているものに、中野俊一郎「国

しているものとしては、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）仲裁規則²⁴⁾第30条が、暫定救済及び緊急暫定救済に関して訴訟差止命令を発令することを規定している。しかし、このように仲裁廷に訴訟差止命令を発令する権限を付与しているものはほとんどない。例えば、米国仲裁協会（AAA）商事仲裁規則第37条は、仲裁人は必要な暫定措置を講じることができ、これには財産保全などの措置を講じることができると規定している。国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）国際商事仲裁モデル法においても直接的に訴訟差止命令についての規定はなく、暫定措置に関する規定があるだけで、僅かに第17B条第1項に予備保全命令を発令する権利があることを規定しているにとどまる。UNCITRAL国際商事仲裁規則第26条第2項（b）では、当事者の一方の要請に応じて、仲裁廷は紛争の主題に関して必要とみなす暫定措置を講じることができると規定している。さらに、ICC国際仲裁裁判所、ストックホルム商工会議所仲裁研究所、及びロンドン国際仲裁裁判所の仲裁規則の暫定措置条項もほぼ同様の規定を設けている。訴訟差止命令については、多くの国において仲裁法や仲裁規則に訴訟差止命令を直接的に発令する規定は存在しないので、暫定措置の枠組みにおいて発令されているのが現状であるということである。

では、中国においてはどうか。筆者は、本誌第130巻第3・4号論説において「中国国際商事仲裁における暫定保全措置」を著したので²⁵⁾、全般の問題については同論説をご覧いただくこととして、本稿では訴訟差止命令に関しての中国における法整備の現状と実務の動向について検討をすることとする。

際仲裁と外国訴訟差止命令」（国際商事法務, Vol. 35, No. 12 (2007) 1627-1634頁）がある。

24) <https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2022/06/SIAC-Rulebook-Japanese-revised-Rule9-1-on-April-2017.pdf>

25) 梶田幸雄「中国国際商事仲裁における暫定保全措置」法学新報, 第130巻第3・4号, 1-31頁。

2 法制の現状と実務の動向

中国において、近年、訴訟差止命令が制度化されつつある²⁶⁾。これまでに訴訟差止命令が発令されているのは、知財紛争及び海事紛争においてである。仲裁に関わる訴訟差止命令ではないが、例えば、知的財産権に関わる訴訟に関連して訴訟差止命令が制度化されている。特許法第72条は、「特許権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為や当該権利の実現を妨害する行為を行使しているか、又は行使しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその適法な權益に回復し難い損害が生じるおそれがあるときには、提訴前に法に基づいて人民法院に財産保全措置、特定行為の行使命令又は特定行為の行使禁止命令を出すよう申請することができる。」と規定している。また、海事特別訴訟手続法²⁷⁾第51条は、

26) 2004年の中国国際私法学会年次総会及び2005年の「国際商事審判における国際私法問題シンポジウム」において、訴訟差止命令に関する討論が行われた際に、大多数の学者が訴訟差止命令制度の導入に賛成であったという（欧福永「論禁訴令解決中国内地与香港民商事管轄權積極冲突中的運用」時代法学、2009年第4期、92頁）。

27) 中華人民共和国海事訴訟特別程序、<https://www.waizi.org.cn/law/9455.html>（2023年6月18日最終閲覧）。最高人民法院の「中華人民共和国海事訴訟特別手続法の若干の問題の適用に関する解釈（関与適用中華人民共和国海事訴訟特別程序法若干問題的解釈）」第41条は、「訴訟又は仲裁の前に海事強制令（差止命令）を申し立てる場合には、海事訴訟特別手続法第53条の規定を適用する。外国裁判所が関係海事事件をすでに受理している場合、又は関係紛争が仲裁に付託されている場合には、関係当事者が中華人民共和国海事法院に海事強制令を申請し、かつ法院に海事強制令を執行する関連証拠を提出したときに、海事法院は申立てを受理するものとする。」と規定している。なお、海事訴訟特別手続法第53条は、「海事強制令は、海事請求権に関する当事者間の訴訟管轄権合意又は仲裁合意の拘束は受けない。」と規定している（<http://gongbao.court.gov.cn/Details/24e9880f44face1516a20ca832a3cb.html?sw=> 2023年6月18日最終閲覧）。

「海事強制令は、海事法院が海事申立人の申立てに基づき、適法な權益が侵害されることを防ぎ、被申立人の作為又は不作為を命じる強制措置である。」と規定し、第52条は、「当事者による訴え提起前の海事強制令申立は、海事紛争発生地海事法院に提出しなければならない。」と規定している。

海事強制令が発令された事件に、例えば、「KEN SIRIUS号」事件がある²⁸⁾。「KEN SIRIUS号」事件は、次のような事件である。2017年6月2日、X保険会社（中国法人。海事強制令の申立人。以下、「X」という）は、Y傭船会社（ギリシャ法人。海事強制令の被申立人。以下、「Y」という）に対し、船舶「KEN SIRIUS号」による海上貨物輸送紛争に関連して、武漢海事法院に予備的な保全請求として、傭船会社の所有する船舶（当該船舶は中国の鎮江港に停泊している）の差押えを求めた。武漢海事法院はこの船舶差押を認容する裁定を下した。2017年6月8日、Xは、海上貨物輸送に関わる紛争を理由に、Yを武漢海事法院に訴え、損害賠償と訴訟費用の負担を請求した。Yは、本件契約書には仲裁条項が存在するとして、香港法院に対して訴訟差止命令の発令を申請し、認容された。2017年6月29日、香港法院は、訴訟差止命令を発令し、保険会社に対して前述の訴訟を取り下げを命じ、かつ、中国本土で海上輸送契約から生じる紛争に関して追加的訴訟手続を開始することを禁止するよう命じた。そのため、Xは、武漢海事法院にYが香港法院に対して申し立てた訴訟差止命令を取り下げよう求める海事強制令の発令を請求した。武漢海事法院は、審理の結果、予備的保全（船舶の差押）手続に基づいて管轄権があると判断し、また、Yが法院の通知を

28) 同様の事件に「新泰海号」事件（雷榮飛「中国企業如何應對禁訴令（anti suit injunction）：評“KEN SIRIUS”輪案海事申請強制令程序」<https://victory.itslaw.com/victory/api/v1/articles/article/6d69e0a2-f073-4c76-95fb-a2bc0afadc33?downloadLink=2>。（2023年9月3日最終閲覧）、「深圳市糧食集團有限公司訴美景伊恩伊公司（FUTURE E.N.E）提單運輸貨物損害糾紛案」（青島海事法院民事裁定書（2004），青海海商初字第245号），https://www.110.com/panli/panli_158277.html（2023年9月3日最終閲覧）などがある。

受領した後、答弁期間内に有効な管轄権に関する異議を提起していないことから、Yが香港法院に訴訟差止命令を請求した行為は、Xの合法的權益を侵害したと判断し、(1)Xの海事強制令請求を認め、(2)Yに対し、直ちに香港法院に対して申し立てた訴訟差止命令発令の請求を取り下げるよう命じる裁定を下した。

上述の事件が中国企業に関わる訴訟差止命令に関する典型的な事例であるが、これは、中国本土外の裁判所が先に中国企業に対して訴訟差止命令を発令したものである。中国の法院が先に訴訟差止命令を発令した事件としては、知財関係で、2020年9月23日に武漢中級人民法院が、シャオミ vs. インタデジタル事件²⁹⁾において保全措置の枠組みに基づき、訴訟差止命令を発令したものがあつた。なお、現時点において中国の仲裁廷が訴訟差止命令を発令した事件、また、外国の仲裁廷が中国企業の仲裁事案に関連して中国企業に訴訟差止命令を発令した事件は存在しない³⁰⁾。

現状は上述のとおりであるが、仲裁法改正案第43条は、「当事者は、仲裁手続が行われる前、又は手続が行われている期間中に、仲裁手続の進行

29) 武漢市中級人民法院（2020）鄂01知民初169号之一民事裁定書。この場合の訴訟差止命令の根拠は民事訴訟法第100条（改正民訴法103条）である。この事件を論評した論文に、馮茜「訴訟差止命令に関する中国の裁判実務—シャオミ vs. インタデジタル事件」（JCAジャーナル、70巻1号[2023.1] 50-56頁）がある。

30) 仲裁実務においては、国際投資仲裁における仲裁廷による訴訟差止命令の発令は多い。しばしば紹介されているものに、E-Sysyems Inc. v. Iran事件、Holiday Inns S.A. and others v. Morocco事件、Tokios Tokelés v. Ukraine事件、Plama Consortium Ltd. v. Republic of Bulgaria事件などがある。投資仲裁では、訴訟差止命令の請求は、通常、他の請求とともに暫定措置請求に含まれており、すべての暫定措置請求に占める反訴訟の差止め請求の割合が比較的高い。実証研究によると、受入国における国内並行訴訟の中止要請は暫定措置要請全体の30.5%を占め、国内刑事訴訟中止要請は暫定措置全体の21%を占めている（寧紅玲・魏丹「論禁訴令在国际投資仲裁中的运用」国際法研究、2023年第4期、128頁、http://www.guojifayanjiu.org/Admin/UploadFile/Issue/201707170003/2023/8//20230807023712WU_FILE_0.pdf）。

を保障し、紛争事実又は判断の執行を明らかにするため、人民法院又は仲裁廷に係争目的物に係る臨時的、緊急的措置を講じるように請求することができる。臨時措置には、財産保全、証拠保全及び仲裁廷が必要と認めるその他の短期的措置が含まれる」と規定し、仲裁廷に訴訟差止命令を発令する権限を与えようとしている。この草案が採択された場合、中国の仲裁手続の当事者は、裁判所に訴訟差止命令を申請するか、仲裁廷に訴訟差止命令を申請することができるようになるだろう。

では、このときに訴訟差止命令の発令要件は、どのように考えられるのであろうか。次にこの点を検討する。

3 訴訟差止命令発令の要件

法院が訴訟差止命令を発令する要件については、ファーウェイ v. Conversant事件³¹⁾が参考になる。この事件において、中国最高人民法院は、ファーウェイがドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地方裁判所の判決執行を差し止める請求は、性質上は行為保全の請求であると認定し、Conversantは最高人民法院が本件事件についての終局判決を下す前に、デュッセルドルフ地方裁判所の下した一審判決の執行申立をしてはならないという判決を下した。この際に最高人民法院は、訴訟差止命令を発令するか否かを判断するのに、(1)被申立人が国外の裁判所に申立てをした場合の中国における訴訟への影響、(2)行為保全の確実な必要性の有無、(3)申立人と被申立人の利益衡量、(4)行為保全措置の公共利益への損害の有無、(5)国際礼讓の5項目について検討をしている³²⁾。

31) 華為技術有限公司等与康文森無線許可有限公司確認不侵害專利權及標準必要專利許可糾紛案, <http://gongbao.court.gov.cn/Details/5555e9be08ce2e65fb6c560368abdc.html> (2023年9月16日最終閲覧)。

32) 最高人民法院は、5つの要件のうち、「①について、同最高法院裁定は、以下の理由を述べてドイツでの判決執行手続は中国訴訟の審理又は判決の執行を困難にすると認めた。すなわち、まず、中国訴訟とドイツ訴訟の当事者がほぼ同

仲裁廷が訴訟差止命令を発令する要件はどうであろうか。UNCITRAL 仲裁規則第26条第3項は、暫定措置適用の要件について、(1)暫定措置が発令されなかった場合、損害賠償の裁定によって十分に回復できない損害が生じる可能性があり、同損害が、措置が認められた場合に措置の対象となる当事者に生じる可能性が高い損害を大幅に上回ること、及び(2)請求当事者の請求が認容される合理的な可能性があること、を挙げている。暫定措置を請求する当事者が、このことを仲裁廷に対して証明できたときには、仲裁廷が暫定措置を講じる。ただ、このように暫定措置発令の要件を規定する仲裁法や仲裁規則は、多くの国・仲裁機関において存在しないのが現状である。

上記のような実務の動向などに鑑み、仲裁法改正案では、前述した第43条に続けて、第44条で「一方当事者は、もう一方の当事者の行為又はその他の事由により、判断が執行ができなくなるか、執行が困難になり、当事者にその他の損害を及ぼすおそれがある場合には、財産保全及び行為保全を申請することができる。」とし³³⁾、第45条で「証拠が滅失するか、又は

じである。次に、特許侵害行為を差し止めるというドイツ裁判所の判決は、特許権者のライセンス料に関する申込がFRAND条件に従うものであると認めることを前提とする。したがって、中国のライセンス料率紛争事件とは審理対象が一部重複している。最後に、ドイツ判決が一旦執行されれば、中国訴訟の審理を妨害する可能性があり、審理と判決の意義がなくなる。②については、ドイツ判決が一旦執行されれば、実施者にとってはドイツ市場から退出するか、もしくは特許権者が示した価額を受け入れるかの2つの選択肢しかない。いずれも実施者に修補できない損害をもたらすとイえる。⑤については、国際礼讓を考慮する際に、事件の受理時間、管轄の当否、外国裁判所の審理及び判決への影響等の要素を考慮することができる。」と述べている（馮茜「訴訟差止命令に関する中国の裁判実務—シャオミ vs. インタデジタル事件」(JCAジャーナル, 70巻1号 [2023.1] 54頁)。

- 33) 全国人民代表大会において中国司法部が行った「仲裁法（改正）意見徴収稿に関する説明」によると、暫定措置に関する条文を加えたのは、仲裁手続を迅速に進め、紛争解決効率を高め、司法の仲裁に対する支援姿勢を示し、中国の

以後においては取得が困難になる場合には、当事者は証拠保全の申し立てをすることができる。」という草案を示している。ただし、一般的には暫定措置発令の実質的要件として、①一応の管轄権があること、②請求が認められる合理的な可能性があること、③緊急性があること、④救済が認められない場合、回復不能な損害が生じ得ること（重大な危害のリスク）、⑤紛争悪化のリスクがあること、⑥当事者間の比較衡量を検討することが挙げられる³⁴⁾。

4 訴訟差止命令発令の制度化に関する議論

仲裁は、国際取引活動の活発化に伴い、そこから生じる紛争の解決のための手段として、19世紀末以降に注目されるようになった。そして、ニューヨーク条約は、現代の国際商事仲裁の法と実務の基礎となっている³⁵⁾。し

仲裁地としての競争力を強化し、既存の仲裁保全内容とその他の暫定措置をまとめて、統合的なものにし、行為保全と緊急仲裁人制度を強化し、仲裁廷に暫定措置を発令する権限があることを明確にし、かつ、暫定措置の行使を統一して規律するためであるという（司法部による「仲裁法（改正）意見徴収稿に関する説明」関于《中華人民共和国仲裁法（修訂）（征求意见稿）》の説明、<http://com.gd.gov.cn/go/article.php?typeid=37&contentId=18086>（2023年1月14日最終閲覧））。

- 34) See *supra* note 2, para 33, para 151, and RAYMOND GAO, Bridging an Access-to-Justice Gap for International Commercial Dispute Resolution: Recent Developments of Interim Measures in Cross-Border Chinese Arbitration, COLUMBIA JOURNAL OF TRANSNATIONAL LAW, 2021 (<https://static1.squarespace.com/static/5daf8b1ab45413657badbc03/t/611d7bc19ec35802ae410050/1629322178698/59-3%28g%29+Gao+Article.pdf>). また、小原淳見氏は、①仲裁廷の管轄、②申立人の不利益と被申立人の不利益の比較考量、③本案の請求権の疎明を挙げている（小原淳見「暫定措置」谷口安平・鈴木五十三編『国際商事仲裁の法と実務』丸善雄松堂、2016年、329-331頁）。
- 35) 谷口安平・鈴木五十三「国際商事仲裁の概念・歴史・理論」谷口安平・鈴木五十三編『国際商事仲裁の法と実務』丸善雄松堂、2016年、14頁。

かし、このニューヨーク条約に仲裁手続における訴訟差止命令の発令を許容する規定は存在しない。では、この場合、中国において、このような訴訟差止命令の制度化を進める論拠はどこに求められるのか。以下、中国における議論について、若干の整理をする。

訴訟差止命令発令の肯定派からは、以下の諸点とその理由として挙げられる。第一に、(1)中国と諸外国の双方が管轄権を有する状況下で、外国の裁判所が訴訟差止の手段を有し、中国の裁判所がこの手段を有していない場合、管轄権をめぐる競争において中国の裁判所が不利になることは避けられない。訴訟差止命令の対象となる当事者は、通常、差止命令を発行した国の司法当局に異議を唱えることはなく、ほとんどの当事者は、訴訟差止命令を自発的に遵守する³⁶⁾。したがって、訴訟差止命令は間違いなく管轄権を拡大するためのツールとなる。第二に、(2)法院には仲裁合意に基づき、仲裁を維持するために、訴訟差止命令を発令する権限がある³⁷⁾。この権限が認められる根拠は、仲裁手続において妨訴抗弁が認められることにある。具体的には、ニューヨーク条約第2条第3項の規定が挙げられている。ニューヨーク条約に反訴訟差止命令の発令に関する規定が存在しないことをもって、これが禁止されているとは言えないということである³⁸⁾。

これに対して、訴訟差止命令発令に否定派からは、以下の諸点の指摘がなされている。第一に、(1)当事者が仲裁合意を遵守させるために訴訟差止命令を発令することは、仲裁手続を損なう可能性がある³⁹⁾。これは、仲

36) 欧福永「論禁訴令在解決中国内地与香港民商事管轄権積極冲突中的運用」時代法学、第7巻第4期、2009年8月、91頁。

37) 龍威狄「国際商事仲裁協議的妨訴效力——以我国立法司法实践为中心」政治与法律、2010年第11期、第33頁。

38) Nadja Erk, *See supra* note 1, pp. 127-128.

39) S I Strong, "Anti-Suit Injunctions in Judicial and Arbitral Procedures in the United States" 66(1) *The American Journal of Comparative Law* (2018), p. 153.

裁は本質的には私的な取決めであり、法院の介入は可能な限り避けるべきであるとするからである。第二に、(2)ニューヨーク条約は、各締約国間の協力と信頼、国際的な相互譲歩を促進することを目的としているのに対して、訴訟差止命令は法院の管轄権を争奪するものであり、国際商事仲裁が依拠する国際協調の考え方とは大きく異なるため、国際商事仲裁制度とは相容れない。さらに、各国の国内法及び司法実務において、仲裁合意の有効性と執行可能性には大きな違いがあり、特に、紛争の仲裁可能性や公序の解釈においてこれが顕著であり、訴訟差止命令はこのような法的衝突を緩和する助けにはならず、逆に対立を激化させる可能性がある⁴⁰⁾。例えば、ある国の法院が仲裁管轄権を支持するために訴訟差止命令を発令し、それによって他国の司法管轄権を制約する場合、ある国は自国の司法管轄権を維持するために仲裁を阻止することがあると、これにより、二国間で司法による命令の衝突が生じる。第三に、(3)ニューヨーク条約は、国際商事仲裁の分野ですべての国に広く受け入れられている多国間条約として、締約国と国際社会の間の協力と相互信頼を促進することを目的としているのに対し、訴訟差止命令は、管轄権を争うという特性があり、国際商事仲裁が依拠する国際礼讓の概念から大きく逸脱しており、商事仲裁制度と相容れない⁴¹⁾。仲裁人は訴訟差止命令を発行する際に国際礼讓の原則を考慮すべきである。裁判所は当事者の利益だけでなく、国の利益も考慮すべきであり、表面上、訴訟差止命令は当事者を対象としているが、本質的には当事者が他国の裁判所で救済を求めることを妨げるものであり、本質的には外国の裁判所を対象としている。今日の国際社会では国際礼讓が重視されているところ、訴訟差止命令は、自国の法的見解を他国の裁判所に

40) 張建「国際商事仲裁中禁訴令的適用問題研究—兼論我国仲裁禁訴令制度的立法構建」国際法学刊、2021年第3期、61-62頁。

41) Trevor C. Hartley, "Comity and the Use of Antisuit Injunctions in International Litigation" 35(3) *The American Journal of Comparative Law* (1987), p. 487.

押しつける一定の攻撃性を有しており、他国の主権への干渉とみなされやすく、ひどい場合には国家間の政治的交流に影響を与える可能性がある⁴²⁾。

上記の否定派の見解に対して、肯定派は、以下のように反論する。第一に、(1) 訴訟差止命令発令は訴訟手続の一環であり、このプロセスで両当事者は意見を十分に表明する機会がある。訴訟差止命令を発令するかどうかを決定する際、裁判所は、訴訟差止命令発令の利益とその結果として生じる不利益を比較検討している⁴³⁾。第二に、(2) 訴訟差止命令は、仲裁合意に基づく当事者間の約定を維持するために発令されるものであり、各国の裁判所が自らの管轄権を固守するために発令する訴訟差止命令とは性質を異にする⁴⁴⁾。第三に、(3) 国際法における competence-competence の原則 (Kompetenz-Kompetenz Doctrine) は、仲裁廷が当事者によって提起された管轄権に対する異議に対して管轄権を有すると主張することである⁴⁵⁾。

42) 黄曉敏「国際商事仲裁語境下的禁訴令問題研究」法学之窗, 2011年7月, 24頁。

43) 龍, 前掲注37), 33頁。

44) 換言すれば、前者は国家間の司法協力を必ずしも損なうものではなく、むしろ各国の司法が当事者の意思自治の原則を尊重し合うことを示すものである。逆に、国際商事仲裁を支持するために法院が発行する訴訟差止命令は、自身の司法管轄権を維持するために発行する訴訟差止命令よりも受け入れられやすいとされている。これは、前者の訴訟差止命令は違約者に対して救済措置を提供するものと理解できる。仲裁合意は双方当事者の合意に基づく取決めであり、それに違反して裁判所に訴訟を起こす行為は違約行為となる。特定の状況では、大陸法系の国の裁判所でも違約行為の被害者に対して一時的な救済措置を与えることがあり、違約した当事者に対して損害賠償を求めることもある。そのため、仲裁合意に反して外国に直接訴訟を起こすことを禁止する訴訟差止命令が国際礼讓に根本的な損害を与えるとは言い難い。したがって、訴訟差止命令の正当性を否定する理由として国際礼讓にかなわないということを挙げることは説得力に欠ける (Emilia Onyema, *International Commercial Arbitration and the Arbitrator's Contract* (Routledge research in international commercial law, 2010, p. 9)。

国際仲裁では司法当局間の協調性を考慮する必要はないという見解もある。その理由は、仲裁廷がその権限を仲裁当事者から得ているからであり、この点は、その権限が国家に由来する裁判所とは異なる。

5 実務上の課題の検討

上述のとおり議論が戦わされているところ、実務上の課題として、訴訟差止命令発令の効果はどこまであるのかという問題も検討すべき点である。この点について、西霞口公司事件⁴⁶⁾を題材として検討してみたい。

2006年、栄成市西霞口船業有限公司（売主。以下、「西霞口公司」という）は、オランダのSpliethoff Shipping Company（買主。以下、「Spliethoff」という）と造船契約を締結し、同時に「船舶のエンジンにはWärtsiläのものを使用すること」とする補充契約を締結した。この合意に基づき、西霞口公司与Wärtsilä Finland Co., Ltd.（以下、「Wärtsilä Finland」という）は、船舶用エンジンの売買契約を締結した。このうち、西霞口公司与Spliethoffの契約ではロンドンでの仲裁が約定され、西霞口公司与Wärtsilä Finlandとの契約ではパリでの仲裁が約定されていた。Spliethoffは、西霞口公司在契約で約定した期限内に船舶を引き渡せなかったため、2つの契約を相次いでキャンセルし、ロンドンで仲裁を開始した。この事件では、ロンドン仲裁手続と国内訴訟手続が同時に行われ、中国での訴訟を回避するために、Spliethoffは英国裁判所に訴訟差止命令の発令を請求し、これが認められ、英国裁判所による西霞口公司の中国での訴訟差止命令が発令された。仲裁裁判所は、Spliethoffによる契約解除は有効であると認定し、西霞口公司に前払金の返還を命じる判断を示した。ロンドンでの仲裁が進められる中、西霞口公司是青島海事法院に訴訟を起こし、SpliethoffとWärtsilä Finlandが共謀して中古の船舶用エンジンを西霞口公司に提供したため、海上試運

45) 黄, 前掲注 42), 24頁。

46) 雷, 前掲注 28)。

転の結果、不合格と判断し、引渡しを拒否したものであると主張し、両社に損失賠償を請求した。なお、仲裁の管轄権に対する異議についても、係争中の事件は仲裁合意の範囲を超えており、したがって仲裁条項は拘束力を持たないと主張した。しかし、中国最高人民法院は、両社間に共謀の意図はないとみなし、西霞口会社の請求を認めなかった。なお、最高人民法院は、英国裁判所が西霞口会社に発令した中国での訴訟差止命令について考慮することはなく、西霞口会社の訴えについて、それが認容されるか否かを独立して判断したものである⁴⁷⁾。

さて、英国裁判所は、仲裁地が英国ではない場合においても訴訟差止命令を発令できるとしている⁴⁸⁾。しかし、仲裁廷の発令する訴訟差止命令における大きな欠点は、上記の事件でも見られるように強制力がないことである。したがって、海外での強制執行は管轄裁判所の理解がなければ可能ではない。しかしながら、ニューヨーク条約は暫定措置には適用されないという議論があり、統一的判断基準を設定するような国際条約は存在しない。一方、仲裁地ではない管轄裁判所に暫定措置を申し立てることに問題がないわけではない。外国の仲裁手続を支援する暫定措置を国内裁判所に命令する権限を与えた条約も存在しない⁴⁹⁾。そもそも英国裁判所は、訴訟差止命令が他国で承認されるとは期待していないとも言われる⁵⁰⁾。さらに、EUのブリュッセル I 規則など、訴訟差止命令の廃止を目的とした国際条約も登場している。欧州司法裁判所の2004年のTurner事件先決裁定は、英国の裁判所が、スペインで競合する訴えを提起した当事者に対して

47) 同様の事件に、“FORTUNE CLOVER”輪案、“新泰海”案などがある。英国裁判所による訴訟差止命令が発令されても中国国内の法院でこれが有効とされたケースは存在しない（雷、前掲注28）。

48) Olivier Luc Mosimann, “Anti-Suit Injunctions in International Commercial Arbitration” Eleven International Publishing, 2010, p. 25.

49) Comparison of anti-suit injunctions issued by state court and by arbitral tribunals Olivier pp.171-175.

50) Olivier・See *supra* note 46, pp.88-89.

訴訟差止命令を発令することが問題となった事件で、他の構成国での訴訟を開始又は続行することのある者に禁止する訴訟差止命令は、たとえその者が既存の手続を妨げようとして悪意で行動しているとしても、ブリュッセル I 規則から許容されないとした⁵¹⁾。

IV ま と め

中国は、2023年に民事訴訟法を改正し、第281条において、人民法院は、訴訟を受理したときに、当事者が、人民法院の訴訟受理より前に、外国裁判所が同一の訴訟を受理していることを理由に、人民法院に訴訟の中止を申し立てた場合、(1)当事者が人民法院の管轄権を選択することに同意したとき、又は紛争が人民法院の専属管轄権に属するとき、(2)人民法院が事件を審理する方が明らかに条理にかなうとき、又は合理的な期限内に訴訟を終結させることができないときを除いて、人民法院は訴えの審理を一時停止することができる」と規定し、先訴優先主義を採用した。先訴優先主義は、国際的に広く採用されており、中国の民事訴訟法改正は、これに倣ったものである。これが、国際商事仲裁にも適用されるか否かについての解釈はないが、国際商事仲裁においても実質的に同様の運用がされることも期待できる。ただ、人民法院は、国家主権、国家の安全、公序（社会公共利益）を守るため、又は司法公正を確保する必要がある場合には管轄権を行使するとしているので、この要件の概念が曖昧であれば、先訴優先主義もどこまで採用されるのか判然としない。

訴訟差止命令については、多くの国において仲裁法や仲裁規則に訴訟差止命令を直接的に発令する規定は存在しないので、暫定措置の枠組みにおいて発令されているのが現状である。中野教授は、「外国での訴訟提起が

51) 中西康「仲裁合意を支援するための訴訟差止命令とブリュッセル I 規則」貿易と関西（2009.12）74頁。

仲裁による迅速な紛争解決を阻むケースは希ではなく、わが国における国際仲裁の迅速性・実効性確保という政策的観点からすると、この問題に対処する有効な武器を仲裁廷に与えておくのが望ましい。」という⁵²⁾。仲裁廷による訴訟差止命令の発令はどうか。仲裁を支援するために裁判所が発行する訴訟差止命令と比較して、自らの管轄権を擁護するために仲裁廷が発行する訴訟差止命令は、理論的にも実務的にも議論の余地がある⁵³⁾。理論的には、仲裁人及び仲裁廷が他国の国内裁判所の管轄権に直接干渉したり制限したりする権利はなく、したがって、裁定が取り消されるか、裁判所によって強制されないリスクがある。しかし、実務的には、仲裁人は当事者の合意に基づいて選任されるため、仲裁人が発令する訴訟差止命令は裁判所が発令するものよりも穏当なものであるとも考えられる⁵⁴⁾。

訴訟差止命令が国際商事仲裁に及ぼすプラス効果とマイナス効果を基準として、仲裁を支援する訴訟差止命令と、仲裁を促す訴訟差止命令と、仲裁を阻む訴訟差止命令とを区別する考え方もある⁵⁵⁾。仲裁廷に訴訟差止命令を認めようとする立場からは、訴訟差止命令の性質を区別して、訴訟差止命令を承認する基準を検討することも必要であるかも知れない。

(本学法学部教授)

52) 中野俊一郎「国際仲裁と外国訴訟差止命令」(国際商事法務, Vol. 35, No. 12 (2007) 1632-1634頁)がある。

53) 張, 前掲注 40), 63-64頁。

54) ウエスト・タンカー事件において、EU司法裁判所は、仲裁合意を貫徹するために締約国の裁判所が訴訟差止命令を発令することの是非について、これを明確に否定した。しかし、EU司法裁判所の判決が、EU加盟国の裁判所が当事者に対して反訴の差止命令を出すことを禁止しただけで、仲裁裁判所が訴訟差止命令を発令することも禁止したということにはならない(安達栄司「仲裁合意を貫徹するための訴訟差止命令の可否」国際商事法務, Vol. 37, No. 9 (2009) 1256-1260頁)。

55) S I Strong, "Anti-Suit Injunctions in Judicial and Arbitral Procedures in the United States" 66(1) *The American Journal of Comparative Law* (2018), p. 67.